

第4回宇宙産業・科学技術基盤部会 議事要旨

1. 日時：平成27年5月22日（金） 15：30 - 17：30

2. 場所：内閣府宇宙戦略室大会議室

3. 出席者

(1) 委員

山川部会長、松井部会長代理、青木委員、下村委員、中須賀委員、中村委員、松尾委員、薬師寺委員、山崎委員、渡邊委員

(2) 政府側

小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、森宇宙戦略室参事官、内丸宇宙戦略室参事官、頓宮宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、守山宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官

4. 議事要旨

(1) 宇宙産業に関する動向と課題について

資料1に基づき経済産業省から説明を行った。説明の後、以下のような意見があった。(: 質問・意見等 : 委員からの意見)

1990年代に一度失敗した低軌道における多数の小型衛星を用いた通信衛星ビジネスに参入する動きが米国において最近活発になってきているのはなぜか。小型衛星の低コスト化や、途上国も含めたニーズが増加していることが理由として考えられる。加えて、例えば人工衛星によるグローバルな通信ネットワークで支配的立場を獲得することによる影響力強化等の付加的な価値を狙っているのではないか。

(2) 宇宙活動法について

宇宙活動法に関する今後の検討の進め方について、内閣府から資料2に基づき説明が行われた。説明の後、以下のような意見等があった。(: 質問・意見等 : 事務局の回答)

宇宙活動法の制定を通じて民間の宇宙活動をどう促進していくべきかといった考え方をより明確にすべき。

弾道ロケットを宇宙活動法の適用対象としないとする理由は何か。
弾道ロケットを取り巻く環境に変化がないためである。

宇宙活動法で規制をすることが、ルールを明確にすることで新規事業者の参入を促すことにつながるという点については丁寧に説明すべき。

弾道ロケットについて、ルールが明確でないことにより、参入しづらい状況であれば、宇宙活動法でルールを明確化するか、または宇宙活動法の対象としないのであれば、弾道ロケットの打ち上げに関するガイドライン等を作成してはどうか。

有人宇宙輸送機については、現時点で能力、資金が不足しているのは事実だが、

今後挑戦するベンチャー企業が出てきた際に、その活動を制約しないような余地を残すべき。

弾道飛行を航空法制に含めてはどうかという国際的な検討が行われているので、こうした国際的基準の検討に我が国も参加していくことが重要である。

審議の結果、委員からの意見や指摘を踏まえながら、今後も引き続き検討を進めていくこととされた。

(3) リモートセンシングに関する法制度について

我が国の衛星リモートセンシング・データに関する基本的な考え方について、内閣府から資料3に基づき説明が行われた。説明の後、以下のような意見があった。(: 質問・意見等)

安全保障の観点が強くなりすぎると、規制が厳しくなり、民生利用の促進が妨げられる。デュアルユースであるリモートセンシングはバランスをうまくとる必要がある。

リモートセンシングの民生利用が活発となり、その能力が向上することで安全保障にも貢献する。また、海外に対し我が国がきちんと管理しているという姿を見せることも重要である。

審議の結果、委員からの意見や指摘を踏まえながら、今後も引き続き検討を進めていくこととされた。

(4) 宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)及び各種課題解決に向けた衛星等の共同開発・相乗り等について

「宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)」と「各種課題解決に向けた衛星等の共同開発・相乗り等」は、密接に関係しているため合わせて審議を行った。宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)の立ち上げについて、内閣府から資料4に基づき説明が行われ、説明の後、以下のような意見があった。(: 質問・意見等)

宇宙システム海外展開タスクフォース(仮称)の大きなカギは人材であり、継続的に対象となる国で活動ができる若い人材を育てていくことが重要である。

取り組む分野によって相手国のニーズが異なるので、海外展開においてはそれを踏まえていくことが重要である。

以 上